モニタリングシート

指定管理者名	社会福祉法人木更津市社会福祉協議会
指定管理期間	令和６年４月１日～令和9年３月３１日
指定管理料　総額	101,491,000円
指定管理料　当年度	34,638,000円

令和8年度　第１回
実施日：令和8年9月３０日

項目			指定管理者による自己モニタリング		市によるモニタリング	
			評価基準	確認資料等	評価基準	備考
業務の履行	執行体制	適切な職員の配置がされている。	A	出勤簿	A	
		職員に対して管理運営に必要な研修が実施されている。	A	研修綴	A	９月１日に防災訓練及び研修を実施。 ９月１８日に令和８年度第一回研修会（施設内研修）を実施している。
		規定の時間で開館されている。	A	業務日誌	A	
	報告連絡相談	市と指定管理者との間で業務の報告・連絡・相談がされている。	A	業務日誌	A	業務日誌特記事項に記録あり。
		日報・月報等の文書は適切に作成、管理している。	A	施設管理綴	A	
		報告書等は協定書で定められた期日までに報告・提出がされている。	A	施設管理綴	A	
	記録の整理保管	文書管理に関する規定等があり、適正に管理・保存がされている。	A	施設管理綴	A	
	その他	管理業務を包括的に第三者に委託し、又は請け負わせてはいない。	A	業務委託綴	A	
		環境に配慮した商品・サービスの購入を推進している。	A		A	
維持管理	清掃	指定管理者の管理区域内は、定期的に清掃されている。	A		A	清掃および除草等について、委託業者が定期的に行っている。
		ごみは所定の場所に捨て、指定日に出している。	A		A	
	施設・設備の保守管理	実施計画書のとおり保守管理を行っている。	A	業務委託綴	B	一部予定と実施月にズレが生じていたため、計画に沿って実施できるよう調整するよう指摘した。
	修繕	破損している場所が見つかれば、適切に修繕している。	A		A	
	物品・備品	物品は木更津市財務規則及び関係例規に基づき管理及び分類されている。	A	備品台帳	A	
	安全性の確保	破損等で利用者に怪我を負わせる危険性があるものを放置していない。	A		A	
		避難経路の確保、訓練等を行っている。	A		A	９月１日に総合防災訓練を実施。 例年９月と３月に実施されている。
	緊急時	事故、災害等緊急時の避難誘導や初期体制のマニュアル等がある	A	危機管理マニュアル 連絡体制表	A	
	予約業務	予約手続の遅滞等に関する苦情がない。	A		A	
		施設使用等で、特定の人（団体）に偏ることなく使用許可を出している。	A	利用申請書綴	A	

モニタリングシート

指定管理者名	社会福祉法人木更津市社会福祉協議会
指定管理期間	令和６年４月１日～令和9年３月３１日
指定管理料　総額	101,491,000円
指定管理料　当年度	34,638,000円

令和8年度　第１回
実施日：令和8年9月３０日

項目			指定管理者による自己モニタリング		市によるモニタリング	
			評価基準	確認資料等	評価基準	備考
利用者に対する業務	窓口応対	窓口に来た来場者に対し、横柄な態度をとることなく使用許可を出している。	A		A	
		利用者から案内を求められた場合、親切な対応をしている。	A		A	
	苦情対応	利用者から苦情が出された場合、記録簿等に記録している。	A	苦情処理簿	A	適切に対処している。
		利用者から出された苦情について、指定管理者から市に報告がある。	A		A	適切に対処している。
	健康管理	利用者の健康管理を適切に行っている。	A		A	
	情報の透明性	利用者から説明を求められた場合、必要な回答を行っている。	A		A	
	自己評価	アンケート等の手法で定期的に評価を行っている。	B		B	今年度は１月にアンケートを実施予定。
個人情報保護	ＰＣの取扱	ＰＣは決められた所で使用している。	A		A	ワイヤーロックを使用して固定されている。
		ＰＣの入れ替え時には、データを消去をしている。	A		A	
	個人情報の管理	個人情報について、適切に管理している。	A		A	鍵付きのロッカーに保管されている。
経営状況	会計処理	指定管理業務用の別口座を管理している。	A	預金管理簿	A	
		支出した経費の領収書、契約書等を適正に管理している。	A	支出負担行為回議書	A	
		予算は協定書で定めた額以内で執行されている。	A	予算管理簿	A	
		木更津市と事前協議の上流用を行っている。	A		A	
		現金等の管理は、決められた場所で行っている。	A		A	事務所内の金庫に保管されている。

評価基準	評価結果
A	適正に管理運営されている。
B	努力項目はあるが、概ね管理運営に支障はない。
C	早急に業務改善に努めるべきである。